



被用者年金制度一元化について

平成27年10月より、公務員が加入している公的年金制度である共済年金制度が、厚生年金保険制度に一元化されます。会社勤めの方にとって共済年金制度は関係はないものの、実務的には若干の影響があります。今回のあおぞらレターでは一元化の概略や厚生年金保険制度への影響などについてご案内いたします。

1. 共済年金制度と一元化について

- 平成27年9月現在、国の年金制度の2階建て部分については、サラリーマン等は厚生年金、公務員等[※]は共済年金に加入しています。

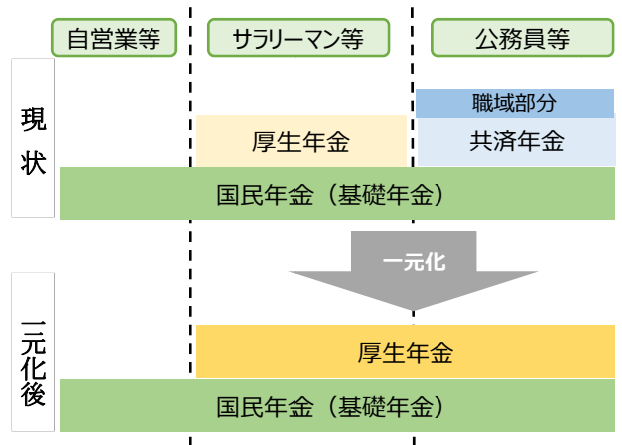
※公務員等とは、

国家公務員、地方公務員、私学教職員を指します。

- 平成27年10月1日から、共済年金が厚生年金に一元化されます。
- 制度上の差異は、次のとおり、基本的に厚生年金に揃えて解消されます。
 - (1) 保険料率は厚生年金に統一（経過措置あり）
 - (2) 共済年金にあった職域部分は廃止（廃止部分については退職給付の一部として新たな制度が創設）



被用者年金一元化のイメージ



2. 主な厚生年金保険制度への影響について

- 上記の通り、制度上の差異は、共済年金を厚生年金に合わせる基本ですが、厚生年金の取扱いも一部変更となる部分があります。主な変更点は次の通りとなります。

1. 同月内の資格取得・喪失の取扱いの変更

資格取得した月に資格喪失した場合

- 現状：年金において、その月を1月分としてカウントし、厚生年金保険料が発生する。

- 一元化後：年金において、その月は1月分としてカウントせず、厚生年金保険料は発生しない。

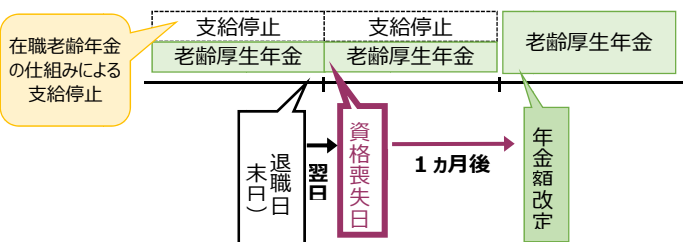
2. 在職中の年金受給者が退職した際の取扱いの変更

定年後の再雇用の方など退職老齢年金の受給者が、「月の末日」に退職した際の取扱いが変わります。

■月の末日に退職時：一元化後は、**退職月の翌月**から満額の老齢厚生年金が支給される。

●現状

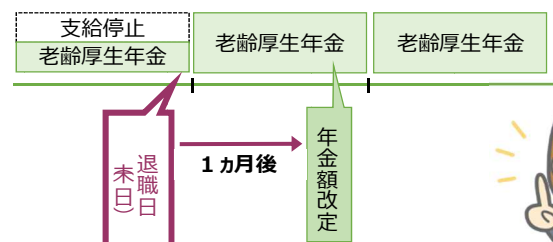
「資格喪失日」[※]の1ヵ月後の日の属する月から年金額を改定



※「資格喪失日」は退職日の翌日（一元化後も同様）

●一元化後

「退職日」の1ヵ月後の日の属する月から年金額を改定



その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277